

令和8年度 簿記検定試験実施要項

主催	渋川商工会議所・日本商工会議所
受験資格	学歴・年齢・性別・国籍等、受験資格は制限いたしません
実施級	1級を最高とし、1, 2, 3級の3階級を実施します
試験期日	第173回 令和8年 6月14日(日) [受付期間 4/27(月) ~ 5/18(月)] 第174回 令和8年11月15日(日) [受付期間 9/28(月) ~ 10/19(月)] 第175回 令和9年 2月28日(日) [受付期間 1/12(火) ~ 2/1(月)] ※ 第175回は、2級・3級のみ施行
試験時間	1級・3級 午前9時 (試験時間1級=3時間、3級=1時間) 2級 午後1時30分 (試験時間2級=1時間30分)
試験会場	渋川商工会議所
受験料	1級 8,800円 2級 5,500円 3級 3,300円 (いずれも税込み) ※ 一旦納入されました受験料については返還いたしません
重複受験	受験者は、2つの級を受験することができます
申込方法	受験希望者は、上記受付期間内に所定の申込書にご記入の上、受験料を添えて渋川商工会議所中小企業相談所までお申込ください 受験申込書への記入は、原則として受験者本人の直筆とします

試験種目及び程度

種別	試験科目	試験時間	程度・能力
1級	商業簿記 会計学 工業簿記 原価計算	3時間	公認会計士、税理士などの国家資格への登竜門。 1級に合格すると、税理士試験の受験資格が得られる。大学で専門に学ぶ程度の商業簿記、会計学、工業簿記、原価計算を習得し、財務諸表規則や企業会計に関する法規を踏まえて、経営管理や経営分析ができる。
2級	商業簿記 工業簿記 (初歩的な原価計算を含む) ●5題以内	1時間30分	株式会社の経営管理に役立つ。企業の財務担当者として必要な高校(商業高校)程度の商業簿記、工業簿記を習得している。財務諸表を読む力が身につく、自社や取引先の経営内容を数字から把握できる。
3級	商業簿記 ●5題以内	1時間	企業で働く者に必須の基礎知識が身につく、商店や中小企業の経理事務に役立つ。経理関連書類を読むことができ、青色申告などの書類作成もある程度できる。経理・財務担当以外でも必要な知識として評価する企業が多い。

合格発表	2級・3級は、15日後の月曜日午前9時より、渋川商工会議所にて発表します。 1級については、日本商工会議所において採点し、約50日後に本人に通知します。
合格基準	各級とも満点を100点とし、得点70点をもって合格とします。試験問題の点の配分は、検定試験の都度定めます。(ただし、1級に限り、1科目ごとの得点が40%に満たない者は、不合格となります)。

「受験に関する同意事項」

商工会議所検定試験の受験申し込みに際しましては、次の留意事項を踏まえた上でお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

記

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更、受験地の変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●受験票の紛失

試験日10日前までに渋川商工会議所へ来所できる方のみ再発行が可能となります。それ以降の再発行は一切いたしかねます。また、試験当日に受験票をお持ちでない方の入場は認めません。

●遅刻

1級・3級は9時30分まで、2級は14時までは遅延証明書等の提示がなくても入場が可能です。この時刻以降の入場は、理由に関係なく一切できません。

●本人確認

受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書（氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの〈例〉運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証、マイナンバーカード（通知カードは不可）など）を携帯してください。

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者／試験中に、助言を与えたり、受けたりする者／試験問題等を複写する者／問題用紙・答案用紙・計算用紙を持ち出す者 ※2024年度より簿記検定1級については、問題用紙・計算用紙の持ち帰りを認め、失格としない。／本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者／他の受験者に対する迷惑行為を行う者／暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者／その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●情報端末の使用禁止

試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。

●体調不良の場合

試験中に気分が悪くなった場合は、手を挙げるなどして試験委員にお知らせください。

●試験後の禁止事項

試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）をはじめインターネット等への掲載を含む）を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。ただし、取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっていますので、当会議所にお問い合わせください。

●答案の公開、返却

答案の公開、返却には一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

●合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●商工会議所検定試験に係る個人情報の利用目的等について

別紙【個人情報の利用目的、共同利用および匿名加工情報に関する事項の公表事項】をご覧ください。

●試験会場での対応

試験当日、ご自身の体調ならびに保健所および医療機関からの指示がある場合はその内容も十分考慮し受験するか否かをご検討ください。試験会場で調子が悪くなった場合は、必ず試験委員にお申し出ください。発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。

●著作権について

試験問題等の著作権は、日本商工会議所に帰属します。

以上

問合せ 浜川商工会議所 〒377-0008 浜川市浜川 2371-68 TEL 0279-25-1311 FAX 0279-25-1313